

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

- 北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部位改正 (法制文書課) 三三
- 一般競争入札(物品の賃借)の実施 (統計課) 三五
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 三六
- 土地改良事業の施行の認可 (土地改良指導課) 三六
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (土地改良指導課) 三六
- 土地改良区連合の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 三六
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 三七
- 土地改良事業の計画変更の認可 (土地改良指導課) 三七
- 平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率等の決定(水産林務部所管分 その二) 三七
- 知事権限に係る保安林の指定の予定 (水産林務部総務課) 三九
- 知事権限に係る保安林の指定 (治山課) 三九
- 知事権限に係る保安林の指定 (治山課) 三九
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 三九
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始 (道路計画課) 四〇
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 四〇
- 道路の区域の変更及び供用の開始(二件) (道路整備課) 四〇
- 補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正 (田網局総務課) 四一
- 公 表 (労政福祉課) 四二
- 支庁告示 (道教育庁空知教育局告示) 四二
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (道教育庁空知教育局告示) 四二
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 四二

告

示

北海道告示第1009号

平成6年北海道告示第1479号(北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達 也

技能検定の項中「北海道経済部職業能力開発課」を「北海道経済部人材育成課」に改める。
農業機械利用技能者技能検定試験の項口頭による開示請求を行うことができる場所の欄中「同」を「北海道農政部流通対策課」に改める。
水産業改良普及員資格試験の項中「北海道水産林務部栽培振興課」を「北海道水産林務部企画調整課」に改める。

北海道告示第1010号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量

次に掲げるパーソナルコンピュータ及び周辺機器の賃貸借一式(1月当たりの単価)

パーソナルコンピュータ(ノート型)2台

モニタライヴ 1台

ルーター 1台

プリンター 1台

(2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び賃借物品の仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成13年7月2日

(4) 契 約 期 間 平成13年7月2日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年7月1日を限度に当該契約期間を延長すること

が有り得る。

(5) 納 入 場 所 北海道総合企画部経済企画室統計課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目

北海道総合企画部経済企画室統計課	
4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 4 階 共用会議室 B
(2) 入 札 日 時	平成13年 6 月19 日 (火) 午前11時
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。	
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	札幌市中央区北 3 条西7丁目 北海道総合企画部経済企画室統計課
(2) 交 付 方 法	(1)の場所 で交付する。
7 郵便又は電報による入札 認めないものとする。	
8 落札者の決定方法 北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内であって最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。	
9 契約書作成の要否 要	
10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。	
(1) 提 出 期 限	平成13年 6 月15 日 (金)
(2) 提 出 場 所	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道総合企画部経済企画室統計課
11 そ の 他	
(1) 開札の時において、2 に規定する資格の有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 1 月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称	北海道総合企画部経済企画室統計課
イ 所 在 地	郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 663
(4) この入札の執行は、公開する。	
(5) 詳細は、入札説明書による。	
北海道告示第1011号	
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により、平成13年 5 月28日、羽幌土地改良区の定款の変更を認可した。 平成13年 6 月 5 日	
	北海道知事 堀 達 也
北海道告示第1012号	
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第 1 項の規定により、平成13年 5 月17日、初山別土地改良区が新たに行う土地改良 (南明里地区小規模土地改良事業 (農業用排水)) 事業の施行を認可した。 平成13年 6 月 5 日	
	北海道知事 堀 達 也
北海道告示第1013号	
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第57条の 2 第 3 項の規定により、上士別土地改良区が管理する川南ダムに係る管理規程の変更を認可した。 平成13年 6 月 5 日	
	北海道知事 堀 達 也
認可した管理規程の概要 川南ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	
北海道告示第1014号	
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、平成13年 5 月25日、大雪土地改良区連合の定款の変更を認可した。	

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1015号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年6月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達 也
地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
西 川 第 2 土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、 北海道空知支庁
農道、暗さよ)
幌 里 土地改良総合整備 [省力化型] (用水施設) 同

北海道告示第1016号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第95条の2 第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

(水産林務部所管分 その2)

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達 也

認可年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成13. 5. 17	ながぬま農業協同組合	北 信	基盤整備促進 [基盤整備] (暗さよ)
同	同	中 里	基盤整備促進 [基盤整備] (暗さよ)
同	同	発 祥	基盤整備促進 [基盤整備] (暗さよ)
同	同	稻 穂	基盤整備促進 [基盤整備] (暗さよ)

北海道告示第1017号

北海道が平成13年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達 也

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 水産物産地流通加工施設高度化対策事業 安全かつ高品質な水産物を安定的に供給するための流通加工体制の高度化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村			共通第14号様式 共通第20号様式 水林第5号様式 水林第7号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 水林第5号様式 水林第7号様式 事業の経過及び完了を証明する写真 請負契約書の写し	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) 産地流通機能強化型施設整備事業		1 市町村が漁業協同組合等に対して行う産地流通機能強化型施設整備事業実施のための指導に要する経費 2 市町村が産地流通機能強化型施設整備事業を行う場合又は市町村が産地流	2分の1以内 3分の1以内 (ただし、(2)の				

		通機能強化型施設整備事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する次の施設の設置に係る経費 (1) 産地市場機能高度化施設 (2) 安定供給機能高度化施設 (3) 広域流通機能高度化施設 (4) その他知事が特に必要と認める施設	うち、別に定める基準を満たす処理加工施設及びその附帯施設については15分の8以内)					
(2) 環境対策等高度化施設整備事業		1 市町村が漁業協同組合等に対して行う環境対策等高度化施設整備事業実施のための指導に要する経費 2 市町村が環境対策等高度化施設整備事業を行う場合又は市町村が環境対策等高度化施設整備事業を行う漁業協同組合等に対して当該事業費を補助する場合における当該事業又は当該補助の対象となる事業に要する次の施設の設置に係る経費 (1) 環境対策高度化施設 (2) 品質管理高度化施設	2分の1以内 2分の1以内 (ただし、別に定める基準を満たす製造加工施設及び附帯施設については15分の8以内)					
2 間伐材利用促進対策事業 人工林の計画的な間伐を進めるため、間伐材の木質バイオマス資源としての活用や公共施設の木質化などでの利用拡大や普及を図るため、予算の範囲内で補助する。								
(1) 木質バイオマス資源活	市町村	市町村が行う地域特性を生かした木質	2分の1以内	共通第2号様式	共通第2号様式	提出部数	1部	

用促進事業		バイオマスエネルギーの活用促進を図るための調査、検討等に要する経費		共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2) 先駆的木造公共施設実証事業	市町村	市町村が行う展示効果やシンボル性の高い公共施設の木質化を実証的に実施するための施設整備に要する経費	2分の1以内	共通第8号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第8号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

北海道告示第1018号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年6月5日

1 保安林予定森林の所在 松前郡松前町字西館187
場所 北海道知事 堀 達也

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1019号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達也

1 保安林の所在場所 石狩郡当別町字青山奥二番川2513の1（次の図に示す部分に限る。）、2513の172

2 指 定 の 目 的 公衆の保健

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1020号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達也

1(1) 解除予定保安林の所在 河東郡土幌町字中音更西2線146の4（次の図に示す部分場所に限る。）

- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に
備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在 河西郡更別村字更別505・506・507の1（以上3筆につい
場所 て次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び更別村役場に
備え置いて縦覧に供する。）

- 事を次のとおり開始する。
平成13年6月5日
- 北海道知事 堀 達 也
- 1 路 線 名 赤平市道住吉線
- 2 工 事 区 間 赤平市住吉町29番地先から
砂川市富平454番地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工 事 開始の日 平成13年6月8日

北海道告示第1022号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1021号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による市道の工

1 道路の種類	道路						
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	線 名	区 間	変更前 後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
豊頃糠内芽室線		帯広市上帯広町899番地先から 帯広市上帯広町基線76番3地先まで	前	11.50mから 23.50mまで	1,028.00m	—	北海道帯広土木現業所
			後	11.50mから 23.50mまで	1,028.00m	—	
			後	17.00mから 29.00mまで	1,024.00m	—	
			前	18.00mから 18.00mまで	83.00m	—	
八千代帯広線		帯広市上帯広町基線76番3地先から 帯広市上帯広町基線76番3地先まで	前	18.00mから 18.00mまで	83.00m	—	同
			後	18.00mから 20.50mまで	83.00m	—	

北海道告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道路							
2	路 線 名	江南清里停車場線							
3	道路の区域								
	区 間	変更前	後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間			
	斜里郡清里町字江南網走南部森林管理署清里事務所102林班いい班地先から斜里郡清里町字江南205番1地先まで	前	後	7.80mから19.50mまで	183.00m	—			
		前	後	7.00mから19.50mまで	177.00m	—			
		後	後	7.00mから19.50mまで	177.00m	—			

北海道告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達 也

- 道路の種類 道路
- 路 線 名 大津長節線
- 道路の区域

	区 間	変更前	後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間			
	中川郡豊頃町大津寿町34番2地先から中川郡豊頃町大津港町215番地先まで	前	後	14.00mから26.00mまで	600.00m	道道大津旅来線における12.20mの間			
		後	後	16.50mから26.00mまで	600.00m	道道大津旅来線における12.20mの間			

北海道告示第1025号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成13年6月5日

北海道知事 堀 達 也

農政部所管の事項中第21項を削り、第221項を第21項とし、第23項から第34項までを1項ず

つ繰り上げ、第35項を削り、同事項第36項中「同」を「支庁長」に改め、同項を同事項第34項とし、同事項中第37項を第35項とし、第38項から第47項までを2項ずつ繰り上げ、第48項から第50項までを削り、第51項を第46項とし、同事項第52項中「チャレンジクローン農業推進事業」の次に「及びクローン農業産地拡大事業」を加え、同項を同事項第47項とし、同事項中第53項を削り、第54項を第48項とし、第55項から第57項までを6項ずつ繰り上げ、同事項第58項中「農村総合整備等実施計画策定事業」を「農村振興総合整備実施計画策定事業」に改め、同項を同事項第52項とし、同事項中第59項を第53項とし、第60項を第54項とし、第61項を削り、第62項を第55項とし、第63項を削り、第64項を第56項とし、第65項から第70項までを8項ずつ繰り上げ、同事項第71項中「農業農村整備環境対策指針・計画策定事業」を「農村環境計画策定事業」に改め、同項を同事項第63項とし、同事項中第72項を第64項とし、第73項から第86項までを8項ずつ繰り上げ、第87項を削り、第88項を第79項とし、第89項から第99項までを9項ずつ繰り上げ、第100項及び第101項を削り、第102項を第91項とし、第103項を削り、第104項を第92項とし、第105項から第108項までを12項ずつ繰り上げ、第109項を第97項とし、同項の次に次の11項を加える。

- 98 農業・農村チャレンジ21推進事業 同
- 99 北海道農業先進技術実証事業 同
- 100 中山間地域施設管理体制改革整備支援事業 同
- 101 先進的女性農業経営者育成事業 同
- 102 エゾシカ被害防止緊急対策事業 同
- 103 肥料低コスト化推進事業 同
- 104 経営構造対策事業 同
- 105 農村振興基本計画作成事業 同
- 106 有珠山周辺地域農業復興支援対策事業 胆振支庁長
- 107 農村振興地理情報システムデータ整備事業 支庁長
- 108 農村振興総合整備事業 同

水産林務部所管の事項中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項及び第7項を1項ずつ繰り上げ、第8項を削り、第9項を第7項とし、第10項を第8項とし、第11項及び第12項を削り、第13項を第9項とし、第14項及び第15項を4項ずつ繰り上げ、第16項及び第17項を削り、同事項第18項中「漁港漁村総合整備事業」を「漁村総合整備事業」に改め、同項を同事項第12項とし、同事項中第19項を第13項とし、第20項を削り、第21項を第14項とし、第22項及び第23項を7項ずつ繰り上げ、同事項第24項中「野生水生生物共存対策事業」を「野生水生動物共存対策推進事業」に改め、同項を同事項第17項とし、同事項中第25項を第18項とし、第26項及び第27項を7項ずつ繰り上げ、同事項第28項中「木材需要促進対策事業（地域材利用実証事業及び地域材住宅普及活動）」を「木材需要促進対策事業（地域住宅資材利用促進事業の）」に改め、同項を同事項第21項とし、同事項中第29項を削り、第30項を第22項と

第1268号

北 道 報 告 公 開 報 告

し、第31項を削り、同事項第32項中「同」を「支庁長」に改め、同項を同事項第23項とし、同事項中第33項を第24項とし、第34項を第25項とし、第35項を削り、同事項に次の1項を加える。 26 教育のもり整備事業 支庁長 榎山支庁長、後志 水産林務部所管の事項中第36項から第43項までを9項ずつ繰り上げ、第44項を削り、同事項第45項中「、林業事業体及び市町村」を「及び林業事業体」に改め、同項を同事項第35項とし、同事項中第46項を第36項とし、第47項から第50項までを10項ずつ繰り上げ、第51項を削り、第52項を第41項とし、第53項から第63項までを11項ずつ繰り上げ、第64項を削り、同事項第65項中「支庁長」を「同」に改め、同項を同事項第53項とし、同事項中第66項を第54項とし、第67項を第55項とし、同項の次に次の1項を加える。 56 21世紀北の森づくり推進事業 支庁長	1 事 件 (1) 増員等の要求に関する係争 2 日 時 平成13年6月8日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間 3 場 所 北見赤十字病院において、北見赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。
	北海道渡島支庁告示第16号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年6月5日 北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 亀田郡大野町字東前79 - 1、79 - 6、79 - 20、79 - 21 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 亀田郡大野町字東前80番地7 牧野 正雄 3 開発許可年月日及び番号 平成13年4月2日 渡達指第12 - 15号
	北海道教育庁空知教育局告示第2号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成13年6月5日 北海道教育庁空知教育局長 戸 塚 隆 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たり単価） パーソナルコンピュータ 1式（22台×1校 北海道夕張緑ヶ丘実業高等学校） パーソナルコンピュータ 1式（42台×1校 北海道由仁商業高等学校） 2 落札を決定した日 平成13年4月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日通商事株式会社 (2) 住 所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号
全日赤伊達赤十字病院労働組合 執行委員長 大西ひろ子から、平成13年5月25日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。 平成13年6月5日 北海道知事 堀 達 也 1 事 件 (1) 一時金等の要求に関する係争 (2) 賃金協定の要求に関する係争 (3) 夏期特別休暇の要求に関する係争 (4) 労働条件等の要求に関する係争 (5) その他の要求に関する係争 2 日 時 平成13年6月7日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間 3 場 所 伊達赤十字病院において、全日赤伊達赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。 北見赤十字病院労働組合 執行委員長 西村 節子から、平成13年5月25日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。 平成13年6月5日 北海道知事 堀 達 也	

- 4 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）
月額 295,900円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道教育庁空知教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課学校管理係
 - (2) 所在地 北海道岩見沢市8条西5丁目

。正 誤

平成13年5月25日（第1265号）
北海道告示第939号（大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）の届出）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

165 右 21

誤 トマ・ホール

正 トマ・モール

165 右 27

誤 東京都千代田区区段北1丁目8番2号

正 東京都千代田区九段北1丁目8番2号

平成十三年六月五日

火曜日

四四

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
プ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課